

議案第46号「令和7年度東秩父村一般会計補正予算（第3号）」に対する修正動議

※修正動議とは・・・

村長から議案が提出されたときに、そのままでは問題がある、あるいはもっとよい内容にするべきだと考える議員が、一部を変更する提案のこと。

東秩父村議会会議規則第15条により発議者の他に1人以上の賛成者をもって修正案を提出するものとなる。

修正案提出理由 発議者：渡辺絹代議員

議案第46号「令和7年度東秩父村一般会計補正予算（第3号）」のうち、新庁舎建設事業の継続費2億3,650万円増額を削除し、案を修正するものです。これは新庁舎建設を否定しているわけではなく、村に対する村民の意見にもっと耳を傾け、村民に理解を求めるためにも、最小限の事業費で最大限の効果を生み出す努力を村に求めるものです。原案には本定例会で補正すべき予算も多く含まれているため、補正予算の一部を修正し、村民の皆様への影響を回避するため提出したものです。

原案に賛成→上程された補正予算、全て賛成

【百瀬浩子議員の討論（要約）】

新庁舎建設事業について村の実質負担額は約7億5,860万円で、総事業費22億9,563万7,000円の30.7%に相当し、財政調整基金は一切取り崩すことなく進められているとのこと。また、この度の入札不落は本村の取組や執行状況に何か落ち度があったとか、そういう類のものではなく、建築業界における人手不足や資材価格の高騰など厳しい社会情勢にあるということを共通認識としてご理解いただき、いたずらに時を浪費することなく進めていただくことが妥当であると存じます。

【吉野文泰議員の討論（要約）】

新庁舎建設増額の補正予算は3月に続き2度目です。6月の入札不落により1億9,816万5,000円増額が上程され、概算事業費は約23億円、計画当初から6億円増額の見込みです。しかし財政調整基金の取り崩しはせず、将来の行政運営に大きな影響を及ぼさず完了できると説明されました。不落を受け、7月には議会から執行部に対し費用削減のため設計変更を要望しましたが、村では変更にかかる時間と費用を考え現設計で進めるのが望ましいとのことでした。原案に賛成はいたしますが、3点述べさせていただきます。新庁舎に保健センター機能を移設すれば、駐車場からの移動距離も短縮でき、高齢者をはじめとする村民にとって新空間の複合施設の利便性や魅力が増し、「できて良かった」と喜ばれるのではないでしょうか。また建設工事が万全に進められるよう、設計会社に管理監督を一任せず外部の力も借り、万が一を考え、責任を明らかにする仕組み・体制作りを願います。そして、次回入札が不調不落の場合には、本事業はいったん凍結するという覚悟を決めていただきたい。以上で私の討論とします。

修正案賛成者→動議のあった内容に賛成

【渡辺絹代議員の討論（要約）】

地方自治法では、首長にも議会にも住民の福祉向上を目指すという共通の大きな目的があります。どちらも、村民それぞれのご意見が違えばそれぞれ酌み上げ、考え方抜き、村民全体の利益を選ばなければなりません。新庁舎建設事業について、6月の入札不落以降、新庁舎建設委員会も住民説明会も行われていません。村長は「説明は議会で予算が通ってからする」と言われましたが、このような説明不足の状況で、経費のかかる部分も変更しない今までの2億3,650万円の増額補正には賛成できません。「新庁舎はいつの間にか17億8,200万円になった」と簡単に事後報告したところで、これまでの役場のいろいろな事業と多くを説明しないその進め方では、村民の中に積み上げられてきた不満や不信感が上乗せされるだけです。「議会はなぜそれを認めた、議員は何をしていた」と村民の方から言わされたとき、「あなたがたのことは気にせず、村に賛成する方がよいとだけ考えていました」と答えられるものでしょうか。この修正案は、議会議員として、村民の皆さん的生活・お気持ちを第一に考えて提出しました。議員各位のご賛同をお願いします。

《採決の流れ》

修正案採決 → 修正案賛成1名：反対5名で否決 → (修正案否決のため) 原案採決

→ 原案賛成5名：反対1名で可決

よって議案第46号「令和7年度東秩父村一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決しました。